

広島県水道広域連合企業団管理規程第4号

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月13日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第32条 (略)		(特別休暇) 第32条 (略)	
休暇を受ける場合 (略)	期間 (略)	休暇を受ける場合 (略)	期間 (略)
(18) 女子企業職員が生理により勤務することが困難であると認められる場合 (略)	<u>1回の生理期間につき2日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間</u> (略)	(18) 女子企業職員の生理 (略)	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間 (略)
2-11 (略)		2-11 (略)	
12 第32条第1項の表第9号、第11号、第13号、第14号、第16号、 <u>第17号及び第18号</u> に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の <u>全て</u> を使用することができる。		12 第32条第1項の表第9号、第11号、第13号、第14号、第16号 <u>及び17号</u> に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の <u>すべて</u> を使用することができる。	
13 (略)		13 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。